

いじめ防止等のための基本的な方針

静岡県立掛川工業高校

静岡県立掛川工業高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているもの」を言う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視される
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為は、仲間内の「悪ふざけ」に見えるなど、様々な表れがある。いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立ち、当該生徒の周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

2 いじめの理解

いじめは、決して許されない行為であるが、どの学校でもどの生徒にも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場だけでなく、学級や部活動等の集団で、規律が守られなかったり、問題を隠すことや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいる場合がある。

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるという意識を持ち、小さなサインを見逃すことなく、生徒や保護者の訴えを真剣に受け止めるとともに、集団全体でいじめを許さない雰囲気を形成するために、組織的に取り組む必要がある。

3 基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐために、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、授業や学校行事等を通して、生徒一人一人が自分を大切に思い、お互いを尊重する感覚とともに、集団のルールを守ろうとする意識を育んでいく。

(2) いじめの早期発見

早期発見のために、学校生活における観察だけでなく、保護者や友人からの情報を得やすい環境を整えるとともに、利用しやすい相談室の環境整備、定期的なアンケートを実施する。

(3) いじめの早期対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、組織的に対応をする。まず、状況、事実を十分に把握し、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導を行う。また、状況によっては、関係機関との連携も行う。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応がしきれなかったり、解決に向けて状況が変わらない場合、関係機関と連携をとる。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・静岡県教育委員会 | ・静岡県西部児童相談所 |
| ・静岡県人権啓発センター | ・静岡地方法務局掛川支局 |
| ・学校医 | ・掛川警察署管内学校警察連絡協議会 |
| ・掛川警察署生活安全課 | ・磐田地区少年サポートセンター |

第2章 いじめ防止等のための組織の設置

1 組織設置の目的

いじめに対して、組織的にいじめの防止及び早期発見、いじめを認知した際の早期対応を図るために、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

2 いじめ防止対策推進委員会の構成員

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 教頭、生徒指導主事、学年主任、該当科長、教育相談室長、養護教諭

なお、必要に応じて、担任、部活動顧問、他科長、生徒課職員及びスクールカウンセラーを構成員に加える。

3 組織の役割

「いじめ防止対策推進委員会」は、組織的にいじめ問題に取り組むため、以下の役割を担う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、いじめ予防の年間計画を作成・実行・検証・修正する中核機関としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いがあった時には緊急会議を開いて、いじめの情報を一元化し、組織的な対応を行う中核としての役割

第3章 いじめ防止の具体的な対策

1 未然防止のための対策

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

生徒理解を基盤に、生徒と積極的に関わり、生徒の良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。

(2) 生徒間のよりよい人間関係づくり

学級活動や生徒会活動、学校行事、部活動などを通して、互いに協力し、自他理解を深める機会を設け、生徒が互いに信頼し、安心して過ごせる環境づくりを行う。

(3) 分かる授業の推進

計画的な授業改善研修、公開授業週間を通して、全ての生徒が参加・活躍できる「分かる授業」の展開を目指すことで、生徒が互いに認め合い、助け合う環境を整える。

(4) 道徳教育の推進

社会性や思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図るとともに、ボランティア活動を奨励し、社会に貢献する意識を育む。また、授業や講演会を通して、情報モラル教育を実施する。

(5) 規範意識の育成

生徒間、職員と生徒間、近隣の方々への普段のあいさつ、授業でのあいさつ、交通ルール、身だしなみや校則を遵守する姿勢を育み、学校全体が落ち着いて、学業、ものづくり、学校行事、部活動などに取り組める環境を整える。

(6) 保護者との連携

保護者との懇談会や相談室だよりなどを通して、本校のいじめ防止対策について情報を提供するとともに、家庭における「いじめサイン発見シート」の活用を呼び掛け、保護者が相談しやすい環境を整える。

(7) 教職員の資質向上

いじめのない学校とするために、教職員がとるべき態度や発言、また生徒の変化に気づく資質の向上を目的に、研修会を行う。

2 早期発見のための対策

(1) アンケート調査の実施

「いじめに関するアンケート」、「こころとからだの健康調査」を定期的の実施し、職員間で情報を共有する。また、保護者に対して、相談室だよりの定期的な提供や学校開放週間、学校評価アンケートを実施し、自由に意見や相談ができる環境を整える。

(2) 相談体制の整備

- ・1年生全員に3分間カウンセリングを行い、相談室の場所と雰囲気の周知を図り、相談しやすい環境を整える。
- ・教育相談室に職員を配置し、いつでも相談を受け付ける体制を整える。
- ・スクールカウンセラーによる相談を実施し、困っている生徒及び保護者の相談を受ける体制を整える。
- ・担任による個人面談を各学期1回実施し、生徒の様子を観察するとともに、生徒が相談しやすい場を設ける。

(3) いじめ相談窓口の周知

学校に相談しづらいと感じた生徒が、相談可能な外部相談窓口を周知する。

(4) 生徒の言動の観察

担任、部活動顧問、養護教諭、授業担当者は、生徒の言動や集団の雰囲気に注意を払う。

- ・日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。
- ・クラスや集団の雰囲気に注目する。
- ・他の生徒と比べて違った言動や表情に注目する。
- ・特定の生徒への対応の違いに注目する。

3 年間計画（いじめの未然防止・早期発見の対策）

「いじめ防止対策推進委員会」が中心となり、各分掌、学年、科が連携していじめの未然防止・早期発見の対策を実施する。具体的な年間計画は、付表による。

第4章 いじめに対する措置

1 早期の事実確認

いじめやいじめと疑われる行為が発見された場合は、深刻な事態にならないように、状況に応じて、家庭、地域等と連携し、対応する。いじめられている生徒への支援、いじている生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な対応をする。状況によっては、警察などの関係機関等と連携して対応する。

2 早期の事実確認と記録

いじめやいじめと疑われる行為を発見した職員は、速やかに管理職（副校長又は教頭）に報告する。報告を受けた管理職は、校長に報告するとともに、校長の指示を受けて速やかに「いじめ防止対策推進委員会」を開き、生徒課、相談室、該当学年、該当学科、関係職員が連携し、組織的な対応をする。また、情報は、管理職が一元化して整理し、県教委への報告を行う。

(1) 生徒課の役割

- ・いじめの内容、周囲の状況、背景などについて、必要に応じて関係職員・スクールカウンセラーの協力を得て、客観的な事実関係を調査する。
- ・生徒指導内規に照らし、懲戒指導も視野に入れ、加害生徒に対して適切な指導原案を作成する。

(2) 相談室の役割

- ・アンケート等でいじめを受けていると思われる生徒に対して本人の気持ちや事情の確認をする。必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得る。いじめに関する情報は、管理職に報告する。
- ・指導後、必要に応じていじめられていた生徒及びその保護者に対する継続的な支援を行う。
- ・指導後、必要に応じていじめを行った生徒及びその保護者に対する指導・助言を与える。

(3) 学年、科の役割

- ・事実の確認において生徒課と連携するとともに、加害生徒と被害生徒及びその保護者への直接の連絡、指導、支援、助言等の指導において担任を支援する。また、必要に応じて、直接いじめ行為をしなかった周囲の生徒に対して指導を行う。
- ・指導後の経過観察、指導を行う。また、必要に応じて相談室と連携して加害者又は被害者及びその保護者への支援、助言を行う。

3 保護者対応

いじめられていると判断され、その事実を当該生徒が保護者に話をしていない場合、速やかに保護者に事実を伝える。また、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きないように、保護者に対しては事実を伝え、学校の指導方針や具体的な計画を示した上で、協力を得る。

4 被害生徒への支援

いじめられた生徒及びいじめを伝えた生徒を絶対に守るという姿勢を示すとともに、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、全職員で情報を共有し、組織的な支援を行う。また、加害生徒への指導後も、必要に応じて職員による休み時間の見守りやスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行う。

5 加害生徒への指導

どのような理由があっても、いじめは許されない行為であることを理解させるように指導する。校長は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要と認めるときは懲戒を加える。また、形式的な指導や形だけの謝罪で終わらせることなく、いじめという行為に対して深く反省させるとともに、心からの謝罪を行えるよう指導する。

6 関係する集団（学級・部活動など）への指導・支援

周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめに加担しているのと同じだということを理解させ、その場でいじめを止められなくても、誰かに知らせることが、いじめのない学校づくりにつながる行為であることを伝える。

7 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察に相談する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

第5章 重大事態への対応

1 重大事態とは

重大事態とは次のような場合をいう。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神的な疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、本校では以下の対応をする。

(1) 県教育委員会への報告等

重大事態が発生した場合、学校は、設置者である県教育委員会へ速やかに報告する。

(2) 重大事態についての調査

学校は、県教育委員会の指導・助言を受け、調査組織を設置し、客観的な事実の調査を行う。

調査組織は、第2章で設置した「いじめ防止対策推進委員会」を母体とし、重大事態の特質に応じた専門的知識や経験を有した専門家を加えた組織とする。

調査組織は、因果関係の特定に傾注することなく、いじめ行為の客観的な事実関係を、可能な限り速やかにかつ網羅的に明らかにすることを優先する。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

報道等への対応は管理職に一元化する。個人情報の保護への配慮を行いつつ、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でのトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

<付表>

年間計画（いじめの未然防止・早期発見の対策）

月	未然防止	早期発見
4月	・特別支援・健康相談個別面談 ・関係職員情報交換会 ・グループエンカウンター研修 ・グループエンカウンター① ・教育相談だより	1年生・保護者 職員 1年生 生徒・保護者
5月	・心の教育HR懇談会「いじめサイン発見シート」案内 ・コンプライアンス研修会 ・教育相談だより ・グループトレーニング①	保護者 職員 生徒・保護者 生徒
6月	・体育大会 ・道徳教育「いじめについて」 ・卒業生による講話 ・学校開放週間・授業参観 ・奉仕作業 ・薬学講座 ・教育相談だより ・グループトレーニング②	生徒 1年生 生徒 職員 生徒 生徒 生徒・保護者 生徒
7月	・授業改善研修会 ・野球応援学習 ・教育相談研修会 ・教育相談だより ・グループトレーニング③	職員 生徒 職員 生徒・保護者 生徒
8月	・健康増進研修会	職員
9月	・グループエンカウンター② ・教育相談だより ・グループトレーニング④	1年生 生徒・保護者 生徒

10月	・修学旅行 ・球技大会 ・教育相談だより ・グループトレーニング⑤	2年生 1・3年生 生徒・保護者 生徒	・相談室での相談受付 ・スクールカウンセラー来校 ・こころとからだの健康調査②	生徒 生徒 生徒
11月	・文化祭 ・授業改善研修会 ・教育相談だより ・グループトレーニング⑥	生徒 職員 生徒・保護者 生徒	・相談室での相談受付 ・スクールカウンセラー来校 ・いじめに関するアンケート②	生徒 生徒 生徒
12月	・コンプライアンス研修会 ・遠足 ・芸術教室 ・青春講座 ・グループトレーニング⑦	職員 3年生 生徒 生徒 生徒	・相談室での相談受付 ・スクールカウンセラー来校 ・学校評価アンケート	生徒 生徒 生徒・保護者
1月	・かるた大会 ・授業改善研修会 ・学科別進路体験報告会 ・教育相談だより ・グループトレーニング⑧	1年生 職員 生徒 生徒・保護者 生徒	・相談室での相談受付 ・スクールカウンセラー来校	生徒 生徒
2月	・インターンシップ ・体罰に関するアンケート ・教育相談だより ・グループトレーニング⑨	2年生 生徒・保護者 生徒・保護者 生徒	・相談室での相談受付 ・スクールカウンセラー来校 ・いじめに関するアンケート③	生徒 生徒 生徒
3月	・球技大会 ・教育相談だより	1・2年生 生徒・保護者	・相談室での相談受付 ・スクールカウンセラー来校	生徒 生徒

<参考資料>

学校において生じる可能性のある犯罪行為等（平成25年5月16日付け文部科学省初等中等局長通知「早期に警察へ相談・通報すべき事案について」）

いじめの態様	刑罰法規	事 例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第261条)	自転車を故意に破損させる。
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条)	学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉棄損・侮辱 (刑法第230・231条)	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉棄損・侮辱 (刑法第 230・231 条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条)	携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(参考) 保護者が相談できる外部機関

文部科学省 「24 時間いじめ相談ダイヤル」	電話すると、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。
法務省 インターネット人権相談窓口	相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答がある。
静岡県教育委員会 緊急支援「いじめ・暴力対策」 メールコーナー	いじめ・暴力に向き合い、解決するためのメールコーナー。いじめられている人、友達を助きたい人、いじめを解決したい人、保護者などからの相談を受け付けている。
静岡県総合教育センター ハロー電話「ともしび」、面接相談	青少年からの悩み相談、保護者からの教育相談を受け付けている。匿名での相談も可能。
静岡県警察 少年サポートセンター（磐田）	少年や保護者からの相談を受理して、必要な助言や他の公的機関の紹介など問題を抱えた少年や家庭を支援する。
静岡県西部児童相談所 「子ども・家庭 110 番」	18 歳未満の者のさまざまな相談に応じ、児童虐待等が疑われる場合の通報受付、改善支援を行なう。